

埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項

昭和54年5月1日
文化庁長官裁定

平成元年5月29日
平成2年6月8日
平成3年5月9日
平成12年4月3日
平成17年4月1日
平成20年4月1日
平成25年6月19日
平成30年4月1日
令和2年4月1日
令和3年4月1日
令和8年4月10日
改 正

1. 趣 旨

この要項は、土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）の実態を把握するための調査に要する経費について、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第95条第2項および、第99条第4項に基づき国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 発掘調査

埋蔵文化財の記録の作成又は保存に必要な資料を得るために行う発掘調査及び発掘された資料の保存整理

(2) 遺跡発掘事前総合調査

大規模な開発等が予想される地域の埋蔵文化財の所在、範囲及び性格を明らかにし、開発等と調整するために行う遺跡の試掘等による総合調査

(3) 遺跡詳細分布調査

大規模な開発等が予想される地域の埋蔵文化財の所在、範囲及び性格を明らかにし、開発等と調整するために行う遺跡の詳細な分布調査

(4) 重要遺跡確認緊急調査

重要な遺跡の保護を図るため遺跡の範囲及び性格を確認する調査

(5) 災害遺跡総合調査

過去の発掘調査等により噴砂や地割れ、津波堆積物等の痕跡が確認された地域において実施する当該自然災害に関する遺跡の範囲及び性格を明らかにするための総合調査

(6) 出土遺物保存処理

発掘調査によって検出された出土品のうち、木製品、金属製品、自然遺物等のものについて、その恒久保存を図るために行う保存科学的処理

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

- (1) 発掘調査経費
- (2) 分布調査経費（所在確認調査）
- (3) 測量、図化経費
- (4) 附帯調査・その他関連調査経費
- (5) 調査報告書印刷経費
- (6) 保存処理経費及びそれに関わる遺物整理経費
- (7) 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の2分の1とする。

- (1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の5分の4とする。
- (2) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(別紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
埋蔵文化財緊急調査事業	発掘調査経費	発掘調査費	共済費 報償費	謝金	事業等を委嘱したもの、又は協力者等に対する報酬及び謝金 (調査、執筆、作業、研究、協力)
	委員謝金				
	〇〇謝金				
	測量及び図化経費		給与 報酬 職員手当等	時間外手当	会計年度任用職員への支給に限る
	附帯調査その他関連調査経費			期末手当	〃
調査報告書印刷経費	通勤手当	〃			
		退職手当	〃		
		〇〇手当	〃		
		旅費	費用弁償	職員(会計年度任用職員を含む)旅費	
			普通旅費	〃	
			特別旅費	外部者招へい旅費等	

